

吉川市教育大綱

家族を 郷土を 愛し

志を立て

凜として生きてゆく

いま君を包む、家族、仲間、街、自然、時間…
そうしたものを大切にすることから全てがはじまる。
それは、自分を大切にすることにつながり
そしてその中で、「自分の為」だけではなく
「誰かの為に」、「社会の為に」という志が立ちあがってくる。
常にこのメッセージを胸に、真っ直ぐに未来を切り拓いて欲しい。

「教育大綱」とは、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

吉川市では、平成29年3月に『吉川市教育大綱』を策定しました。

吉川市教育委員会はこの教育大綱の実現に向け、教育行政重点施策「生きがい 学び 伸びゆくまちづくり」の『なまずの里ゆめプラン』を推進し、「学んで」「通わせて」「在って」「勤務して」よかったといわれる学校づくりに取り組んでまいります。

市内には相談の内容によって、様々な相談機関があります。お子様のことでの不安やお悩みのことがありましたら各相談機関へご連絡ください。一緒に考えていきましょう。

★ 吉川市少年センターでの教育相談について



○保護者のみなさま！こんな悩みはないですか？

- * 学校に行きたくないようだ。 * 授業についていけないようだ。
- * 友達とうまくいかないみたい。 * 最近何も話さなくなってしまった。

○小・中学生のみなさん！こんな悩みはないですか？

- * 友達がいつもちょっかいを出してくる。 * 悪口を言われてとてもつらい。
- * 仲間はずれにされているのかな？ * 授業の内容がわからない。

○少年センターでは、毎週月～金曜日にお子さまに関する悩みや不安についてのご相談をお受けしています。また土・日曜日にも「休日相談」を行っています。休日相談は、事前に予約が必要です。ご相談の希望がございましたら、まずは下記問い合わせ先にご連絡ください。

○小学生、中学生、保護者のみなさま、どなたでも相談できます。

お問合せ・電話相談は 吉川市少年センター (981) 3864 へ

★ 各小中学校の相談について

○各小・中学校で、専門の相談員がご相談をお受けしています。

相談の日時や詳細につきましては、各小中学校へお問い合わせください。

【小学校】「あおぞら相談員」(週2日)

【中学校】「さわやか相談員」(月曜日～金曜日)

「スクールカウンセラー」(中学校に配置)



★ ご協力いただいた体罰のアンケートについて

3月に、県教育委員会からの指示を受け、市内の全小中学校において、実施いたしました体罰の調査につきましては、ご協力をいただきありがとうございました。

いただいた保護者、児童生徒の皆様からの声を真摯に受け止め、体罰によらない、確かな指導力に根ざした教育活動を推進してまいります。

★ 5月7日より、吉川市役所が移転します。教育委員会も、新市役所の2階となります。(住所；吉川市きよみ野一丁目1番地 電話番号；982-5111)